

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国のB型、C型ウィルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められている。感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与、集団予防接種での針や筒の連続使用などの医療行為によるものであり、その中には、医療行政の誤りを原因とするものも含まれている。

こうしたなか、肝硬変・肝ガンの年間死亡者数は4万人を超え、その9割以上がB型、C型肝炎ウィルスに起因しており、既に肝硬変や肝ガンに移行した患者は長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難な状況に直面している。

国では、平成20年度から、「新しい肝炎総合対策」（7カ年計画）がスタートしたが、法律の裏づけがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じている。

こうした状況を改善していくためには、早期に法的整備を図り、全国規模で総合的な対策を推進することが不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、ウィルス肝炎対策を全国規模で等しく推進するために、肝炎対策のための基本法を早期に成立させるよう本市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月24日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
厚 生 労 働 大 臣	
財 務 大 臣	